

監査公告第 12 号

定期監査結果の公表について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定によるイノベーション推進部の定期監査を加賀市監査基準（令和 2 年加賀市監査委員告示第 1 号）に準拠して実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

令和 7 年 1 月 30 日

加賀市監査委員 浅井 廣史

加賀市監査委員 林 直史

イノベーション推進部 定期監査結果報告

第1 監査の種類

財務監査及び行政監査

第2 監査期間

令和6年12月10日から令和7年1月14日まで

第3 監査の対象

イノベーション推進部（行政デジタル課、地域デジタル課）

第4 監査の着眼点

- (1) 財務に関する事務の執行が適切かつ効率的に行われているか。
- (2) 行政事務が法令等に適合し、正確で合理的、効率的に行われているか。
- (3) 基幹系システム標準化業務は期限に向け着実に進んでいるか。
- (4) デジタルツイン構築事業は計画的に進んでいるか。
- (5) デジタル加賀推進協議会に委託した各事業は市の意向を踏まえ適切に行われているか。

第5 監査の実施内容

あらかじめ提出を求めた資料及び財務会計システムをもとに財務事務の執行状況、物品・施設の管理状況等を調査するとともに、関係職員から所管事務の執行状況について聴取した。（事情聴取の主な項目は別記のとおり）

なお、監査の期間中、必要な書類はその都度提出を受け照査を行った。

第6 監査の結果

所管の業務をはじめ、財務に関する事務の執行、行政事務の執行状況、所管の物品・施設の管理は概ね適正に処理されていると認められた。

なお、事務上留意すべき軽微な事項については、その都度指導したところである。

第7 留意事項

地方自治法第199条第14項の規定により、「当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、当該措置の内容を監査委員に通知しなければならない。この場合において、監査委員は当該措置の内容を公表しなければならない。」とされているので、その旨留意いただき、遺漏無きよう努められたい。

イノベーション推進部 定期監査 事情聴取の主な内容

1. 基幹系システムの標準化について
2. 医療版情報銀行について
3. 都市デジタルツイン構築事業について
4. デジタル田園特区の規制改革メニューの活用について
5. 先端技術実証事業について
6. 新産業創出支援事業について
7. デジタル加賀推進協議会について